

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体
団体名	READYFOR株式会社		
郵便番号	102-0082		
都道府県	東京都		
市区町村	千代田区		
番地等	一番町8 住友不動産一番町ビル 7階		
電話番号	050-1746-9680		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://corp.readyfor.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://fund.readyfor.jp/	
設立年月日	2011年3月29日		
法人格取得年月日	2014年7月1日		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	メラ ハルカ
	氏名	米良 はるか
	役職	代表取締役 CEO
代表者(2)	フリガナ	ヒウラ ナオキ
	氏名	樋浦 直樹
	役職	代表取締役 COO

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	178
常勤職員・従業員数 [人]	143
有給 [人]	143
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	35
有給 [人]	35
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0

ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-				
決済責任者 氏名／勤務形態					
通帳管理者 氏名／勤務形態					
経理担当者 氏名／勤務形態					

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	8
申請前年度の助成総額 [円]	209,865,767円
助成した事業の実績内容	2022年4月～2023年3月に助成実績があるものは下記 ・ 休眠預金活用事業「若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業」（2023年3月～） →助成団体数：8 助成金額：209,865,767円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・ 新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金（助成金額1,000万円） ・ 新型コロナウイルス感染症：いのちとところを守るSOS基金（助成金額1,000万円）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「排除」から「包摂」へ インクルーシブな放課後創造事業
団体名:	READYFOR株式会社
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第43条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第24条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第43条
●取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款		役員名簿で確認できる通り、現状、取締役構成はこの点を満たしている	
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			役員名簿で確認できる通り、現状、取締役構成はこの点を満たしている	
●取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	取締役会規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	取締役会規程	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	取締役会規程	第4条
(4)招集手続		公募申請時に提出	取締役会規程	第5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	取締役会規程	第9条、第1 決議事項
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	取締役会規程	第7条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	取締役会規程	第11条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	取締役会規程	第7条
●取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程		(理事会を設置しておらず、該当する規程等はない)	
●監査役の監査に関する規程				
監査役 of 職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監査役監査基準	第2条、第5章 業務監査、第6章 会計監査、第9章 監査の報告
●役員の報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条、第4条、第5条、第6条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第9条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	企業倫理規程	第16条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	監査役監査基準	第22条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(6)ハラスメントの防止				
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	第7条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	第6条をはじめとする全条項
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款	①第3条 ②第43条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款	①第3条 ②第43条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款 ③休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第43条 ③第4条、第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①コンプライアンス規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第4条 ②第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第3条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第14条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	①業務分掌規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル ①定款 ②取締役会規程(理事会は設置していないが代替として取締役会組織を提出する)	①第2条 ②第8条 ①第4条 ②第12条
(2)職制		公募申請時に提出		
(3)職責		公募申請時に提出	業務分掌規程	第2条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	取締役会規程(理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する)	第7条、第9条、第11条、別表
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2章 給与、第4章 賞与
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4～15条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	取締役会規程(理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する)	第7条、第9条、第11条、別表
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	第7条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7～9条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7～9条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7～9条、第11条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第37条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第12条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第2章
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第8章



定款

第1章 総則

第1条（商号）

1. 当社は、READYFOR株式会社と称し、英文ではREADYFOR INC.と表記する。

第2条（理念）🔗

1. 当社は、「想いの乗ったお金の流れを増やす」ことをミッション（果たすべき役割）と定め、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」ことを目指して経営する。

第3条（目的）

1. 当社は、次の事業を営むことを目的とし、前条の理念を達成することを目指す。
 - i. クラウドファンディングに関連するインターネットサービスの運営
 - ii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体の資金調達その他の事業及び組織の維持・拡大に関連するサービスの企画・運営
 - iii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体に対する寄付、資金提供、投融資その他の支援に関連するサービスの企画、運営
 - iv. 国内外の社会課題の解決に関連する研究、調査、エコシステムの構築・発展、サービスの企画・運営
 - v. インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
 - vi. 上記各号に関連する広告代理業務、イベントの企画及び運営、書籍・雑誌等の編集・出版及び販売、教育及び教材の開発・販売、各種コンサルティング、講演、知的財産権の取得・管理・賃貸及び販売
 - vii. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

第4条（本店の所在地）

1. 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第5条（機関）

1. 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - i. 取締役会
 - ii. 監査役

第6条（公告方法）

1. 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第7条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

1. 当社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式からなるものとする。

2. 当会社の発行可能株式総数は、150万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は148万3,988株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は5,900株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4,347株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は5,765株とする。

第8条（株券の不発行）

1. 当会社の株式については、株券を発行しない。

第9条（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条（相続人等に対する株式の売渡しの請求）

1. 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

1. 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第12条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

1. 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第16条（基準日）

1. 当会社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 優先株式

第17条（残余財産の分配）

1. 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種

優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といい、C種優先株主及びB種優先株主とあわせて「優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、C種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者とあわせて「優先登録株式質権者」という。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき基準価額金346,874円に1.0を乗じた金額（以下「C種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、C種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。

2. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、B種優先株式を有する株主又はB種優先株式の登録株式質権者及びA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき基準価額金230,000円に1.0を乗じた金額（以下「B種優先分配額」という。）に達するまで、A種優先株式1株につき基準価額金105,000円に1.0を乗じた金額（以下「A種優先分配額」という。）に達するまで同順位にてそれぞれ分配を行う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、B種優先分配額の全額及びA種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位で、B種優先分配額の合計額及びA種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
3. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、C種優先分配額、B種優先分配額又はA種優先分配額に加え、当該分配日において当該C種優先株式、当該B種優先株式又は当該A種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。
4. 第1項及び第2項の基準価額は、下記の定めに従い調整される。

- i. 優先株式の分割又は併合が行われたときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \text{当該調整前の基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 優先株主に割当てを受ける権利を与えて優先株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行当該優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（当該優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行当該優先株式数」は「処分する自己株式（当該優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行当該優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行優先株式数} \times \text{当該1株当たり払込金額}}{\text{既発行当該優先株式数} + \text{新発行当該優先株式数}}$$

- iii. 上記（1）及び（2）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第18条（普通株式と引換えにする優先株式の取得請求権）

1. 優先株主は、優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。
2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
 - i. 優先株式を取得すると引換えに交付すべき当会社の普通株式は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額を第18条第3項に定める取得価額（以下「取得価額」という。）で除して得られる数とする。ただし、C種優先株式の払込金額（当初、1株につき346,874円）、B種優先株式の払込金額（当初、1株につき230,000円）及びA種優先株式の払込金額（当初、1株につき105,000円）は、当該優先株式につき、株式の分

割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当会社の取締役会決議に基づき適切に調整される。

- ii. 取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

3. 当初取得価額

- i. A種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金105,000円とする。
 ii. B種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金230,000円とする。
 iii. C種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金346,874円とする。

4. 取得価額の調整

- i. 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- a. 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

- b. 当会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- c. 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価格}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。ただし、本③による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- d. 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で

取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- e. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。
- ii. 上記（1）に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - b. 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - c. 上記（1）の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
 - d. 上記（1）の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- iii. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- iv. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- v. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

第19条（金銭と引換えにする取得請求権）

1. 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
2. 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日に当会社が解散したとみなして第17条を適用した場合に、当該優先株式1株につき分配される額に相当する金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第17条第4項の規定は、取得金額に準用するものとする。
3. 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

第20条（普通株式を対価とする取得条項）

1. 当社は、優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当社の普通株式を交付することができる。当社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第18条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを扱う。

第21条（議決権）

1. 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

第22条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

第4章 株主総会

第23条（招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第24条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第25条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第26条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

第27条（種類株主総会）

1. 当社は、すべての種類株式について会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

3. すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

第28条（株主総会に関する規定の準用）

1. 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
2. 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第6章 取締役、監査役及び取締役会

第29条（取締役及び監査役の員数）

1. 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

第30条（取締役及び監査役の選任）

1. 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第31条（取締役及び監査役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（役付取締役）

1. 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO1名を選定し、必要に応じて、COO、CFO、CTO各若干名を選定することができる。

第33条（代表取締役）

1. 取締役会の決議をもって、CEO並びに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

第34条（取締役会の招集及び議長）

1. 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第35条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（取締役会の決議の省略）

1. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第37条（取締役会規程）

1. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第38条（報酬等）

- 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第39条（非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約）

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

- 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等）

- 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第42条（剰余金の配当の除斥期間）

- 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

第43条（法令の準拠）

- 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上

Next ➞

定款

第1章 総則

第1条（商号）

1. 当社は、READYFOR株式会社と称し、英文ではREADYFOR INC.と表記する。

第2条（理念）🔗

1. 当社は、「想いの乗ったお金の流れを増やす」ことをミッション（果たすべき役割）と定め、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」ことを目指して経営する。

第3条（目的）

1. 当社は、次の事業を営むことを目的とし、前条の理念を達成することを目指す。
 - i. クラウドファンディングに関連するインターネットサービスの運営
 - ii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体の資金調達その他の事業及び組織の維持・拡大に関連するサービスの企画・運営
 - iii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体に対する寄付、資金提供、投融資その他の支援に関連するサービスの企画、運営
 - iv. 国内外の社会課題の解決に関連する研究、調査、エコシステムの構築・発展、サービスの企画・運営
 - v. インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
 - vi. 上記各号に関連する広告代理業務、イベントの企画及び運営、書籍・雑誌等の編集・出版及び販売、教育及び教材の開発・販売、各種コンサルティング、講演、知的財産権の取得・管理・賃貸及び販売
 - vii. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

第4条（本店の所在地）

1. 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第5条（機関）

1. 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - i. 取締役会
 - ii. 監査役

第6条（公告方法）

1. 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第7条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

1. 当社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式からなるものとする。

2. 当会社の発行可能株式総数は、150万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は148万3,988株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は5,900株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4,347株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は5,765株とする。

第8条（株券の不発行）

1. 当会社の株式については、株券を発行しない。

第9条（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条（相続人等に対する株式の売渡しの請求）

1. 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

1. 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第12条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

1. 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第16条（基準日）

1. 当会社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 優先株式

第17条（残余財産の分配）

1. 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種

優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といい、C種優先株主及びB種優先株主とあわせて「優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、C種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者とあわせて「優先登録株式質権者」という。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき基準価額金346,874円に1.0を乗じた金額（以下「C種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、C種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。

2. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、B種優先株式を有する株主又はB種優先株式の登録株式質権者及びA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき基準価額金230,000円に1.0を乗じた金額（以下「B種優先分配額」という。）に達するまで、A種優先株式1株につき基準価額金105,000円に1.0を乗じた金額（以下「A種優先分配額」という。）に達するまで同順位にてそれぞれ分配を行う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、B種優先分配額の全額及びA種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位で、B種優先分配額の合計額及びA種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
3. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、C種優先分配額、B種優先分配額又はA種優先分配額に加え、当該分配日において当該C種優先株式、当該B種優先株式又は当該A種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。
4. 第1項及び第2項の基準価額は、下記の定めに従い調整される。

- i. 優先株式の分割又は併合が行われたときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \text{当該調整前の基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 優先株主に割当てを受ける権利を与えて優先株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行当該優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（当該優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行当該優先株式数」は「処分する自己株式（当該優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行当該優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行優先株式数} \times \text{当該1株当たり払込金額}}{\text{既発行当該優先株式数} + \text{新発行当該優先株式数}}$$

- iii. 上記（1）及び（2）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第18条（普通株式と引換えにする優先株式の取得請求権）

1. 優先株主は、優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。
2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
 - i. 優先株式を取得すると引換えに交付すべき当会社の普通株式は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額を第18条第3項に定める取得価額（以下「取得価額」という。）で除して得られる数とする。ただし、C種優先株式の払込金額（当初、1株につき346,874円）、B種優先株式の払込金額（当初、1株につき230,000円）及びA種優先株式の払込金額（当初、1株につき105,000円）は、当該優先株式につき、株式の分

割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当会社の取締役会決議に基づき適切に調整される。

- ii. 取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

3. 当初取得価額

- i. A種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金105,000円とする。
 ii. B種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金230,000円とする。
 iii. C種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金346,874円とする。

4. 取得価額の調整

- i. 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- a. 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

- b. 当会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- c. 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価格}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。ただし、本③による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- d. 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で

取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- e. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。
- ii. 上記（1）に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - b. 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - c. 上記（1）の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
 - d. 上記（1）の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- iii. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- iv. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- v. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

第19条（金銭と引換えにする取得請求権）

1. 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
2. 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日に当会社が解散したとみなして第17条を適用した場合に、当該優先株式1株につき分配される額に相当する金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第17条第4項の規定は、取得金額に準用するものとする。
3. 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

第20条（普通株式を対価とする取得条項）

1. 当会社は、優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。当会社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第18条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを取り扱う。

第21条（議決権）

1. 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

第22条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

第4章 株主総会

第23条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第24条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第25条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第26条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

第27条（種類株主総会）

1. 当会社は、すべての種類株式について会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

3. すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

第28条（株主総会に関する規定の準用）

1. 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
2. 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第6章 取締役、監査役及び取締役会

第29条（取締役及び監査役の員数）

1. 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

第30条（取締役及び監査役の選任）

1. 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第31条（取締役及び監査役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（役付取締役）

1. 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO1名を選定し、必要に応じて、COO、CFO、CTO各若干名を選定することができる。

第33条（代表取締役）

1. 取締役会の決議をもって、CEO並びに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

第34条（取締役会の招集及び議長）

1. 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第35条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（取締役会の決議の省略）

1. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第37条（取締役会規程）

1. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第38条（報酬等）

- 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第39条（非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約）

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

- 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等）

- 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第42条（剰余金の配当の除斥期間）

- 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

第43条（法令の準拠）

- 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上

Next ➞